平成26年　第4回　東彼杵町議会定例会会議録

平成26年第4回東彼杵町議会定例会は、平成26年12月19日本町役場議場に召集された。

1　出席議員は次のとおりである。

1番　堀　　進一郎君	2番　橋村　孝彦　君
3番　浪瀬　真吾　君	4番
5番　滝川　初夫　君	6番　吉永　秀俊　君
7番　佐藤　隆善　君	8番　樋口　庄次郎君
9番　岡田　伊一郎君	10番　後城　一雄　君
11番　本下　利之　君	12番　森　　敏則　君

2　欠席議員は次のとおりである。

3　地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	渡邉　　悟　君	教　育　長	今道　大祐　君
副　町　長	小山田　正一君	建設課長	松尾　幸彦　君
総務課長	森　　隆志　君	町民生活課長	構　　浩光　君
産業振興課長	原田　尚登　君	町民福祉課長	西坂　孝良　君
農委局長	（原田　尚登　君）	財政管財課長	深草　孝俊　君
水道課長	下野　慶計　君	税務課長	三根　貞彦　君
教育次長	岡木　徳人　君	まちづくり課長	松山　　昭　君
会計課長	峯　　広美　君		

4　書記は次のとおりである。

議会事務局長	有浦　幸治　君	書　　記	山下　美華　君

5　議事日程は次のとおりである。

日程第 1　　議会改革特別委員会調査報告の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 2　　議案第 58 号　東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3　　議案第 59 号　東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 4　　議案第65号　東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5　　議案第66号　東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 6　　議案第 67 号　負担付き寄附の受納について（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 7　　議案第 68 号　平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 8　　議案第 69 号　平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 9　　議案第 70 号　平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 10　　議案第 71 号　平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 11　　議案第 73 号　平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 12　　請願第 3 号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 13　　要望第 2 号　農協改革並びにＴＰＰ交渉に関する要望
（委員長報告・質疑・討論・採決）
追加日程第 1　　発議第 8 号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡大を求める意見書
日程第 14　　委員会の閉会中の継続調査の件
日程第 15　　議員派遣の件

開　　会（午前9時30分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。

只今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これより議事に入ります。

日程第1　議会改革特別委員会調査報告の件

○議長（森敏則君）

日程第1、議会改革特別委員会調査報告の件を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長、吉永君。

○議会改革特別委員長（吉永秀俊君）

おはようございます。

委員会調査報告書。

平成23年6月定例議会において設置された議会改革特別委員会調査の最終報告を、会議規則第76条の規定により報告します。

記

《経過ならびに結果》

地方の自主裁量を高め、国の管理を少なくする。即ち、地方分権をコンセプトとする地方分権一括法が平成12年4月1日から施行されましたが、これにより機関委任事務制度が廃止され、代わりに法定受託事務と自治事務が制度化されたことにより、地方自治体の事務は原則として議会の審議、決定に付されることになった。その結果、地方議会の責任と役割は増大し、住民代表としての機能の拡充と、更なる活性化に向けての取り組みが強く求められるようになりました。

そこで地方議会において、まず手をつけなければならないのが、地方議会のあり方や活性化に向けた改革でした。このような地方分権・議会改革の潮流のなか、平成18年5月に北海道栗山町議会が議会基本条例を定めて以来、平成23年当時は150市町村でしたが、現在は全国341市、187町村において議会基本条例が制定されるに至りました。本町議会においても、開かれた議会・身近な議会・行動する議会を基本理念とし、最終着地点を議会基本条例の制定に見定めた、議会改革特別委員会を平成23年6月定例議会において設置し、翌月7月25日に第1回議会改革特別委員会を開催して以来、平成26年12月15日まで合計21回の特別委員会を開催し、この間、25回の議会報告会と県内初となる日曜議会（平成25年3月10日）を開催致しました。

平成23年10月4日には、県内初の議会基本条例をつくった大村市議会の視察を致しました。平成24年2月22日、平成22年3月に議会基本条例を制定し、議会報告会、通年議会、青空議会等を実践し、九州での議会改革の先進地となる熊本県御船町を視察致しました。平成24年5月10日には大村市の議会報告会の見学。また、平成24年5月14日には川棚町の第1回目の議会報告会を見学致しました。平成24年5月16日には第1回目の議会報告会を開催を致しております。総合会

館及び浦公民館、なお、その時にはアンケート用紙を配り今後の議会報告会の参考としております。平成 25 年 3 月 10 日、県内初となる日曜議会を開催、当日は 3 月定例議会の初日で、9 名の議員が一般質問を行っております。平成 26 年 11 月 25 日、太ノ浦公民館で 25 回目、最後となる議会報告会を開催しております。以下、議会報告会の回数と場所を記載をしておりますので省略致します。

この 25 回の議会報告会で参加された町民の方は、延べ 704 名に達しております。

《考察および今後の課題》

今回の議会改革特別委員会では、議会報告会の開催を主として終始したが、その趣旨は議会の現状・中身を住民に知ってもらう、所謂、議会の見える化ではなく、議員一人一人のレベルアップ、資質の向上にあったが、その目的を達したとは言い難い。

なぜなら、地方議会は自治体の条例や予算を決定する機関、すなわち地方自治体の最終意思決定機関である。その性格上、行政のチェック・監視機関としての役割をもって、二元代表制の一翼を担っている。しかし、本町議会の現状は本来あるべき姿からはほど遠く、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成をし、政策を決定していくということが、まだまだ出来ていないと思われるからである。

議会、議員にとって議会改革、議会の活性化は永遠のテーマであり、今後も継続的に追い求めて行かなければならないが、その継続性の支柱となるのが議会基本条例であると思われる。それ故、議会基本条例は議会改革の目的ではなく、そのツールであるが、今回の特別委員会において基本条例制定の気運さえなかったことは非常に残念であり、委員長としても忸怩足るものがあり、責任を痛感している次第です。

できれば、改選された次期議会において、全議員総意のもとに東彼杵町議会基本条例が制定され、本町議会の改革・活性化が継続的に推進されることを祈りつつ、今回の議会改革特別委員会の最終報告と致します。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは、これより委員長の報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。委員長、降壇願います。

これより、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決致します。

お諮りします。本案はお手元に配布しました委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会調査報告の件は、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもって、議会改革調査検討を終了致します。

日程第2　議案第58号　東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3　議案第59号　東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第2、議案第58号、東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について。日程第3、議案第59号、東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について。以上2議案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会審査報告を致します。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1　付託された事件

議案第58号　東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について

2　審査年月日

平成26年12月16日

3　審査の経過並びにその結果

付託された事件について、16日、総務課長、町民福祉課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、委員会を開催しました。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る関係法律の整備に関する法律において、厚生労働省令の規定に従って、又はこれを参酌して、東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を条例で定める必要があるため、制定されるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定致しました。

なお、審査の折に、浪瀬議員から質疑があっておりました、条例第2条の中の、準ずる者について説明を行います。

この準ずる者につきましては、保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある正看護師。

次に、社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上、又は、介護支援専門員の業務経験が3年以上、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者であります。これが社会福祉士に準ずる者です。

次に、主任介護支援専門員に準ずる者、これはケアマネージメントリーダーと活動支援事業の実施及び推進に基づくケアマネージメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識、及び能力を有している者が準ずる者として例記をされていますので、併せて報告をさせて頂きます。

次に、付託された事件、議案第59号について報告を致します。

審査年月日は平成26年12月16日であります。

3　審査の経過並びにその結果

付託された事件について、16日、総務課長、町民福祉課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、委員会を開催しました。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る関係法律の整備に関する法律において、厚生労働省令の規定に従って、又はこれを参酌して、東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件、並びに指定介護予防支援等の事業の人員、及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を条例で定める必要があるため、制定されるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定致しました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで委員長に対する質疑を終了します。

次に、これから議案第58号、議案第59号の討論を一括して行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで議案第58号、59号の討論を終わります。

これより議案第58号の採決を致します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号、東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号を採決致します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮り致します。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号、東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4　議案第 65 号　東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 4、議案第 65 号、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会審査報告を申し上げます。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

1　付託された事件

議案第 65 号　東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2　審査年月日

平成 26 年 12 月 15 日、16 日

3　審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税務課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は急激な保険給付費の増加に対応し、事業の健全な運営を図ることを目的に、平成 27 年度以降の年度分の国民健康保険税基礎課税額の税率を、約 8%引上げる必要があるための改正である。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程において、保険税は県で 18 番目の低さでありながら、医療費は県で 3 番目の高さとなっており、当然に税額を引上げざるを得ないと判断されるが、年度別 1 人当たり医療費の推移をみる限り、平成 16 年度頃からなだらかに保険税額の引上げが実施されていれば、基金残高に若干の余裕ができたのではないかと思われる。

また、大幅な値上げであり、町民に対する告知と説明を機会あるごとに行い、周知徹底を図られるよう望むとの意見がありました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それでは、これより委員長に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。降壇下さい。

それでは、これより討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それでは、これから議案第 65 号を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5　議案第 66 号　東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 5、議案第 66 号、東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1　付託された事件

議案第 66 号　東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例

2　審査年月日

平成 26 年 12 月 16 日

3　審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 16 日、教育次長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、町内の児童生徒数が年々減少する中で、平成 23 年度に学校統廃合に関する基本方針が示され、その後、校区別の説明会や地区別の説明会が開催されたところである。当初、統廃合については、まず中学校を 1 校に統合してから、小学校は彼杵地区の音琴・大楠小学校を彼杵小学校に統合し、中 1、小 2 の方針でありました。しかしながら、中学校については、地域の理解が得られないとの事から今回は断念し、昨年 11 月に東彼杵町立小学校統廃合実施計画案が提示され、音琴・大楠各小学校の複式学級を解消し、彼杵小学校に統合して子ども達の教育環境を整えようというものである。議会でも、学校適正規模調査検討特別委員会を設置して、2 年を超える調査検討を重ね、昨年 9 月の報告書を全会一致により可決したところである。

以上、慎重に審査し採決の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、通学の方法や安全性、また、跡地利用についての意見がありました。

○議長（森敏則君）

それではこれより、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。降壇下さい。

それではこれより討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論が無いようですので、討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれより議案第 66 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮り致します。本案は委員長の報告とおり決定する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号、東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6　議案第 67 号　負担付き寄附の受納について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 6、議案第 67 号、負担付き寄附の受納についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

1　付託された事件

議案第 67 号　負担付き寄附の受納について

2　審査年月日

平成 26 年 12 月 15 日、16 日

3　審査の経過並びにその結果

付託された事件について、15 日に現地調査を行い、16 日、総務課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、東彼杵町老朽危険空き家対策事業実施要綱に基づき、建物の除却という負担付財産の寄附を受ける必要があるためのものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定を致しました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、委員長報告に対する質疑をこれで終わります。

それではこれより、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから、議案第 67 号を採決致します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号、負担付き寄附の受納については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第７　議案第 68 号　平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第７、議案第 68 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

1　付託された事件

議案第 68 号　平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

2　審査年月日

平成 26 年 12 月 15 日、16 日

3　審査の経過並びにその結果

付託された事件について、15 日、16 日、各課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出それぞれ 63,021 千円を追加し、総額を 4,807,815 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、歳出で国保特別会計繰出金、保育所運営費など 28,527 千円、公共下水道特別会計繰出金など 13,477 千円、保健体育費など 9,547 千円が計上されている。

歳入では、地方交付税 19,121 千円、前年度繰越金 7,140 千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、議案審査を行うにあたり、審査の充実を図るため、農業振興企画費について㈱グリーンハンドユニオン、地域づくり推進事業費について長咲プロジェクト協議会、それぞれ　の代表者からの意見聴取を行いました。

東そのぎロハス養生プロジェクトやロードレースについては、趣旨は理解できるが、事業実施にあたり十分な調査と準備、調整期間が必要ではないかとの意見がありました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。降壇下さい。

それではこれより、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号を採決致します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮り致します。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8　議案第 69 号　平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 9　議案第 70 号　平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 10 議案第 71 号　平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 8、議案第 69 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号)。日程第 9、議案第 70 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号)。日程第 10、議案第 71 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号)。以上 3 議案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

1　付託された事件

議案第 69 号　平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

2　審査年月日

平成 26 年 12 月 16 日

3　審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、町民生活課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出それぞれ 76,329 千円を追加し、総額を 1,357,903 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、歳出での保険給付費で、11 月までの支払実績により不足額 87,742 千円などが計上されている。

歳入では、前期高齢者交付金 25,094 千円、繰越金 29,289 千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 70 号について報告致します。

1　付託された事件

議案第 70 号　平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

2　審査年月日

平成 26 年 12 月 16 日

3　審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、町民福祉課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出それぞれ 1,851 千円を追加し、総額を 858,421 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、歳出では保険給付費等に 1,851 千円などが計上されている。

歳入では、繰越金 1,039 千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定を致しました。

次に、議案第 71 号について報告致します。

1　付託された事件

議案第 71 号　平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

2　審査年月日

平成 26 年 12 月 16 日

3　審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、町民生活課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出それぞれ 524 千円を追加し、総額を 99,024 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、歳出では健康診査事業について、実績による追加。

歳入では、健康診査に係る諸収入の追加等である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれより、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
質疑が無いようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。
それではこれより、討論を一括して行います。
[「討論なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
討論なしと認め、これで討論を終わります。
それではこれより議案第 69 号を採決致します。本案に対する委員長報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第 70 号を採決を致します。本案に対する委員長報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第 71 号を採決致します。本案に対する委員長報告は可決です。
お諮り致します。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11　議案第 73 号　平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）
次に日程第 11 議案第 73 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
本件の内、予算書の 9 ページ、2 款 1 項 1 目 13 節の委託料の部分については、11 番議員、本下利之君に直接利害関係がある事件である事が認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって本下利之君の退場を求めます。
[本下利之君退場]
○議長（森敏則君）

それでは、本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1　付託された事件

議案第73号　平成26年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

2　審査年月日

平成26年12月16日

3　審査の経過並びにその結果

○議長（森敏則君）

暫時休憩致します。

暫時休憩（午前10時07分）

再　　開（午前10時07分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

付託された事件について、12月16日、水道課長並びに下水道施設係長の出席を求め、委員会を開催しました。

今回の補正内容の主なものは、歳出について、業務費の人件費2,349千円及び施設費の人件費4,186千円が追加され、並びに工事請負費より5,970千円を減額し、設計業務委託費に5,970千円が追加計上されている。

歳入については、分担金及び負担金1,200千円、繰入金5,164千円、諸収入171千円が計上されている。

課長の説明を聞いた後、設計業務委託予定箇所の白井川沿いと、ゲント川下流の2箇所の説明を受けた。白井川沿いについては、本会議での説明では関係戸数1戸とされていたが、2戸であることが分かり訂正された。この箇所については、現在進入路が国道からの進入路で、公共枡が1個設けられていた。該当する家屋は、過去の都市計画法及び建築基準法にのっとり建設されたものと思われ、委員からは、町の財政支出の面からみても、公共枡の設置個所のあり方について、今後類似する事案等の発生が予想されることなどから、再度検討した方が良いなどの意見が出ました。

また、ゲント川下流の箇所については、当初計画の中で河川管理道路に敷設する計画であったが、河川管理の面から県の許可が下りないとの事で、ルートを変更しての計画である。委員から、上水道との関係から質疑がなされ、給水施設は、河川管理道路敷の占用申請が平成10年6月2日に提出され、県より6月16日に許可された後、町に対し7月13日に給水申請がなされ、本管からの取り出しを許可されたものである。当初の占用許可期間である平成10年7月1日から平

成 11 年 3 月 31 日迄については占用料は支払われているが、現在は支払われていないとの説明を受けました。また、課長の説明では、周辺地は将来住宅地として見込まれるとの説明を受けましたが、委員からは、海岸沿いであり現状では考えにくい。また、占用料についての疑問が残る。財政上の面からみても合併浄化槽での対処も検討すべきであるなどの意見が出ました。

以上、慎重に審査した結果、建設費の管渠詳細設計業務委託料追加 5,970 千円と、工事請負費の開削工事減の 5,970 千円を削除する修正案が提出され、採決の結果、修正案は全委員一致で可決すべきものとして、また、修正部分を除く原案についても、全委員一致で可決すべきものとして決定しました。

○議長（森敏則君）

暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 12 分）

再　　開（午前 10 時 12 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

今の委員長の報告で、占用料は 1 年間分は払ってあるが、現在は支払われていないとの説明を受けましたということですが、町としては支払われていないのがいつ分かったというのはお聞きになられましたか。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

これは最近、課長が県に問い合わせたということで、それが最近になって分かったということの説明を受けました。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そういった確認をしないで、東彼杵町はずっと給水をして、料金は当然入っていたわけでしょうから、そういう申請されていたかどうかの確認をしないで、町としても水道水を流してやって、その料金を貰っていたということは、町は認めたということですよね、町は認めていたということになると思うのですけど、そこら辺の見解はどうですか。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

ここにも記載しておりますとおり、最初、占用許可申請が 6 月 2 日に県の方に提出されて、許可が 6 月 16 日に、平成 10 年でありますけども、それからそういった許可書を、それは確認をしたと

いうことでございます。最初給水をする時に。その後は別に確認をしたとか、そういった話は聞いておりません。3 月 31 日迄が許可申請の期間であったというのは、確認をされていたそうです。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

その占用料を支払われていなかったのが、最近になって分かったと。しかし、やはり、東彼杵町としてもそういう県と個人との契約が滞りなく行われているのを、確認すべきではなかったのでしょうか、そこら辺はどうだったのでしょうか。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

そういった確認をするべきではなかったかというふうな意見でございますけど、そういった話は特段出ませんでした。

○――△――

議長、暫時休憩お願いします。

［「賛成」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 16 分）

再　　開（午前 10 時 20 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。5 番議員、滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

占用料がある程度まで払われて、その以後は払われていないという記述がありますが、こういうところで委員会では河川法にまで話が及んだものかどうか、どういう話をされたものかを伺いたいと思います。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

先程、暫時休憩の中で申し上げましたとおり、その話は出ました。しかしながら課長の説明を聞いている中で、そういったものも県の方からも、別にそういった話は無いし、そういった確認を、まだはっきりしたところが線が出ていないので、まだ今から調査をされて、県の方からも何らかの形で話合いをして、そういったところにあたるのかどうか、今後されてくるものと私は思っておりますし、敢えてそこには、先程から言われるように記載をしなかったということでございます。

○議長（森敏則君）

次に、滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

もう一方の白井川の方ですけども、これは既に公共枡が国道との境界の付近にあると思いますが、そこに繋がないということで予算に上がっているのですかね。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

現地に行った時の説明では、説明というか、確認したところ、1 個は公共枡があったわけですね。そこの中で、共同というか、3 筆くらいか 4 筆くらいの宅地になる様な分と、現在 2 戸建っているわけですが、そこの内部の調整がまだ出来ていないという感じを受けましたので、ですから、そういったところを再度検討した方が良いというふうな意見が出たところでございますし、今回こういうふうな形になったところでございます。

○議長（森敏則君）

他に。9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

委員長にお尋ね致しますけど、この公共下水道の予算の審議と、何故、簡易水道の方が審議になったのかという、その経過の 1 点と、もう 1 点は、ここに浄化槽での対応もすべきではないかという文章もありますけども、合併浄化槽の設置補助金の対象となるものは、というあれがありますよね、町長の定める地域において、公共下水道区域、中尾の農集、西部地区農集、音琴地区漁集、以下のそれを含まない範囲で進めるということでなっていると思うのですが、その辺の協議、意見はでませんでしたでしょうか。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

最初の点については、何故そういった上水道の問題が出たのかと言いますと、当初計画の中で町長から弁護士にも相談したとか、そういった言葉が出てきましたので、何故弁護士に相談されたのかなと、そういった、まず疑問が出てきたことによって、上水道のそういった給水関係の質疑が出てきたのだと思います。

それと、各農集とか漁集とか公共下水道、そういった問題については話は出ませんでした。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私が審査の過程で質疑を致しておりますのは、合併浄化槽での対処も検討すべきであるという意見が出たということだったものですから、何故、下水道区域内で合併浄化槽の設置、下水道区域内だったら接続率を高めようという意見が議会でもいつも出ていますよね。その辺の意見、委員会で、どのような意見が出たのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

審査の中で、やはり別にも、樋口のところとか、或いは江頭、それから東町の東部の方ですね、鈴木病院の前とか、そういった所もまだ下水道が、そういった要望があっているのか、あっていないのか、確認はしませんでしたけれども、課長の説明の中で、そういった箇所もあるというふうなことで、委員の方から、結局今回対象地区の１戸が、そういった状況の中で費用がかなり掛かるのではなかろうかと、そういったことで合併浄化槽で対処できないかと。そういった中で東彼杵町の千綿川から東部の方も、当初の計画では下水道であったのが、見直されて合併浄化槽での対応が望まれということで、そういう経緯もあるので、ここにも記載しておりますとおり、合併浄化槽での検討は出来ないかと、そういった委員の皆さんから出たところで記載している事項でございます。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

2 点、最後ですので、お尋ねをさせて下さい。私が言っておりますのは、千綿の公共下水道区域を外すとか外さないとかではなくて、この区域内でありながら、下水道の接続率を高めようという、議会も意見を出しているにも係らず、そういう意見が委員の皆さんから出なかったのかということと、もう１点、海岸沿いであり、現状では考えにくい、住宅が今後増えるのが、現状では考えにくいですよね。将来性についてもやはり農振地の外とか、そういうのも話しが、そこの地域がどういう状況にあるかというのは、どの辺の意見が出たのでしょうか。2 点、お尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

合併浄化槽でしようとかいうのは、先程、前言ったとおりでございまして、地域のそういった海岸沿いであるのでというのは、結局ずっと以前から台風などの時、潮風によってそういった塩害があるというようなことで、現状としては、やはりここはなかなか家も建ちにくいだろうと、現地を視察する中でそういった意見が出ていたことも事実でございます。そういった委員の皆さんの意見ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

他に、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。降壇下さい。

それでは、ただいま委員長の報告、そして質疑が終わりました。これより討論に入ります。討論につきましては、委員長報告が修正ですので、まず、原案に賛成者の発言を許します。6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

この修正案というのが、何で修正をしなければならないのか。と言いますのは、今回の場合は工事費ではなくて、設計費なのですよね、設計費。基本的に都市計画の所は本人から要望があれば、これは下水道を引かなければいけないわけですよね、町としては。都市計画だったら、本人の希望があれば、下水道を引かなければいけないわけです。ですから今、河川のところで若干トラブルが

あるそうですけれど、それは抜きにして、本人が要望があれば将来的には下水道を引かなければいけないわけですから、町としては。それは、いずれかは工事をしなくてはならないわけですよね。ですから、その設計費は当然予算に上げてあるとおり、私は執行されるべきと思います。

そしてまた先程の河川の占用料の問題ですけど、やはりこれは町としてもやはり落ち度があると思いますよ。やはりそういうところを認めて、水道水を流して料金を取っていたということは、やはり町としてもそれは責任があるわけですから。そこら辺の問題、今回の公共下水道補正予算の件とは全く別の問題ですから、この予算は粛々として原案どおり、やっぱり私はされるべきではないかなというふうに思います。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

いらっしゃいませんか。

いらっしゃらないようなので、次に、修正案に賛成者の発言を許します。10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

修正案に対して賛成を致します。

理由ですが、所謂、ただいま、議員からの話が出ておりますが、やはり下水、流す方と入れる方、これが同一というふうな見方をしておりまして、当然上水道が適切に配置され、そして下水に流すというのが当たり前の話でございまして、そこに疑義が生じた以上、やはり私は、その時に課長に申し上げましたが、やはりこれは提案する時にあおういったものをキチッと調査して、これで間違いないということで提案するべきで、やはり疑義が生じた、その疑義を削除するような、所謂町側のそういった努力をするべきだと。努力をしないで、調査もしないで、まだはっきりしないような、しているような話ではとても前に進められないということで、修正案に対して賛成を致しております。そういうことですので、ご理解をお願いしたいと、私は修正案に対しては賛成でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私は、この原案に賛成であります。何故なら、この公共下水道と簡易水道の水道管の占用問題は全く別でありまして、公共下水道は公共下水道で粛々と進めて、もし水道管の方に瑕疵があるなら、それはそっちの方で、県と個人とで解決すべき問題であると私は考えております。

下水道管が今何故出来ないかというのが非常に問題になっておりますので、私は解決策として下水道をする時に、水道管を再度そこに埋設し直せば、これは解決できると思うのですよ、下水道の問題は。

それで、住宅が増えないとか、増えるとかいうのは、まだ将来は分かりません。人口も議会としては何とかして増やそうという政策を発言されている中で、もうここでは現状では考えにくい。

それと、町が水道料金を徴収してきた問題は、やはり現状、その占用があるにも関らず、例えば占用料が払われなくても、流してきた事実があるし、水道料金も納められてきた事実もあります。これはもう事実でありますので。

それと、もう 1 点。下水道の接続率を高めなければいけないという、議会の報告も毎回出ており

ますので、何とかここで原案のとおり、私はこの予算を通して頂きたいと思っております。以上であります。

○議長（森敏則君）

それでは、次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

いらっしゃいませんか。それでは、次に修正案に賛成者の発言を許します。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

まず、あそこの村岡歯科の裏の部分でありますけども、あそこは当該者が所有されている敷地内に枡があるわけですよね。ですからこれは、当然所有者が自己の敷地内を掘削して埋設することであろうと思います。そして、その裏にもう 1 軒あるのですが、ここは手前の方の敷地を通さないと、そこには下水は引かれないということなのですよね。そうしますと、手前の方が自分の所有地を掘りくり返しては困るということで、今若干揉めておられるそうですけども、その手前と後ろの家の、今までは自由に出入りできたのですが、今度はもう塀をするというふうなお考えということでございました。ですから、裏方の家の方は、もうそれなら通る道が無いから、おおかわ斎場の方に通用路を購入してそこから引かざるを得ないということになりますから。当然そこから行けば、ほんの数ｍで裏方の家にも接続できる訳ですから、そういった観点からいけば、村岡歯科の裏の 2 軒についても、当然、自己負担でするべき案件であろうというふうに私は考えています。

それとゲント川沿いに関しましては、確かに先程から岡田議員、吉永議員がおっしゃっている事もよく理解出来ますけども、先般、水道課長の説明の中で、所謂区域内といいますか、基本計画の、下水道の区域内であっても、周辺地区といいますか、非常にその費用対効果が望めない部分については、合併浄化槽を勧めるという説明がございました。その時に例を挙げられたのが、江頭の某食堂、或いは樋口の某お茶工場等々は、その区域内から削除されたという話です。

ですから、本案に関しましても、長い距離ではあります。当然、当初の区域内ではありますけれども、先程から住宅地として現状では考えられないというふうなことがかなり言われておりますけども、私も現状を見に行きました。これは私の個人的な見解でありますけども、あそこは限りなく海抜 0ｍに近い土地です、田んぼです。ですから、あそこに将来的に宅地を造成するとすれば、かなりのかさ上げと言いますか、1ｍか 2ｍ。殆んどの方が、あそこら辺の周辺の方がそういうふうにされております。ですから、かさ上げしないと宅地としては不向きと私は思います。そうすれば、あそこに住宅地を造成するとなれば、かなりの造成費が高くなります。ですから、将来的に考えると、これは私の個人的考えですけど、かなり住宅地としても厳しいのではないかと思います。ですから、この 2 件に関しましては、やはり修正案に賛成という事であります。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番議員、樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

このゲント川の下の地区でございますけど、要するにここは公共下水道地区内でありまして、1 戸であれ、2 戸であれ 3 戸でれ、私はそういう要望があれば、これは是非接続をするべきではないかというふうに考えております。先程から言われておりますけども、ここは海抜 0ｍとか何とか言

われておりますけど、ここは確かに造成すれば住宅も増える可能性はありますし、公共下水道を接続する事によって、これまた住宅が増えるような気がしております。

そういう観点から、私はこの原案に賛成でございます。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

いらっしゃいませんね。

それでは次に、修正案に賛成者の発言を許します。5 番議員、滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

白井川の方は、前の国道の方ではなくて、裏の大川の方の、あれは里道ですかね、そっちの方にということですが、そこまで行くのには、途中畑があろうかと思いますが、そこの用地の相談が出来てからでもいいのではないかと思います。

それと、東町の方は県管理の河川敷の件で、占用料とか何とか話が出ておりますが、これを解決をしてからでも、下水道工事を絶対しないということでもないと思いますので、そこを解決してからでも、この話が出てもいいと思いますが、以上です。

○議長（森敏則君）

それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論も出尽くしたようですので、これで討論を打ち切っていいですかね。

それではこれで討論を終了します。

それではこれより、議案第 73 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決を致します。

本案に対する委員長報告は修正ですので、まず委員会の修正案についての採決を、起立によって行います。

それでは、委員会の修正案に賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

メモします。お待ち下さい。

確認しました。賛成多数という事で、修正案が可決をされました。

それでは、修正案が可決をされましたので、次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決を行います。

それでは、修正した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。したがって、修正議決部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

ここで、11 番議員、本下利之君の入場を許します。本下君の入場のため、暫時休憩致します。

暫時休憩（午前10時45分）
再　　開（午前10時55分）

○議長（森敏則君）
それでは休憩前に戻り会議を続けます。

日程第12　請願第3号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）
次に、日程第12、請願第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。
総務厚生常任委員長、岡田君。
○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）
報告の前に、審査年月日の訂正をお願いします。9月としていますが、12月です。
それでは報告を致します。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。
1　付託された事件
請願第3号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
2　審査年月日
平成26年12月16日
3　審査の経過並びにその結果
請願の紹介議員である橋村孝彦議員の出席を求め審査を行ないました。
本件は、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設や、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度を求める請願であり、請願者の願意を認め、全員委員一致採択すべきものと決定しました。以上であります。
○議長（森敏則君）
それではこれより、委員長報告に対する質疑を行います。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
それでは質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。
それではこれより、討論を行います。討論ありませんか。
[「討論なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
討論なしと認め、これで討論を終わります。
それではこれより、請願第3号を採決致します。この請願に対する委員長報告は採択です。
お諮りします。請願第3号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
異議なしと認めます。したがって、請願題3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

日程第13　要望第2号　農協改革並びにＴＰＰ交渉に関する要望

○議長（森敏則君）
次に、日程第13、要望第2号、農協改革並びにＴＰＰ交渉に関する要望を議題とします。
本案について、委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、浪瀬君。
○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）
委員会審査報告書。
本委員会に付託された事件について、審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1　付託された事件
　要望第2号　農協改革並びにＴＰＰ交渉に関する要望
2　審査年月日
　平成26年12月15日
3　審査の経過並びにその結果
　付託された事件について、12月15日、委員会を開催しました。
　本件は、ＴＰＰ交渉については、継続して首席交渉官会合等が開催されるなど、参加国間による協議が進められる中において、行き過ぎた市場開放・農業改革は、家族農業を中心とした我が国の農業・農村の在り方を根底から否定するものであり、条件不利地が多い本県においては、特に地域の崩壊に直結する事が強く懸念されるという事から、ＴＰＰ交渉についての要望、また、農協改革についての中で、ＪＡ総合事業の堅持について、准組合員の利用制限について、理事会制度について、全農の株式会社化について、中央会制度についての5項目に亘り懸念される事案等が要望されている。
　以上、慎重に審査し採決の結果、賛成多数により、趣旨採択すべきものと決定しました。
○議長（森敏則君）
それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。6番議員、吉永君。
○6番（吉永秀俊君）
この趣旨、要望の中身は分かるのですけど、これを出されたところは農政連ですよね。農政連というのは農業協同組合の、これをちょっと読んでみますと、政治的利益を目的とした政治組織となっていますよね、農政連というのは。議会として、そういった政治組織の要望をいちいち検討しないといけないのかなと、私疑問があって、そういう話は出ませんでしたか。
○議長（森敏則君）
産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）
　その話も一部は出ました。
○議長（森敏則君）
　6 番議員、吉永君。
○6 番（吉永秀俊君）
　農政連さんは、はっきり言って政治組織ですよね。参議院には農政連が擁立した候補がいらっしゃるのですよね、農政連として、参議院にも議員を送っておられる。明らかに私は政党に準じる政治組織ですから、そういったところの要望をいちいち聞いていたらキリが無くて、はたして例えば他の政党さんから、こういった一議会にそういった要望があったら、あっちがいいのかなという気がするのですが、そういった疑問は抱かれませんでしたか。
○議長（森敏則君）
　産業建設文教常任委員長、浪瀬君。
○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）
　それはもう、個人的な私見は、差し控えたいと思います。
○議長（森敏則君）
　暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 02 分）
再　　開（午前 11 時 03 分）

○議長（森敏則君）
　休憩前に戻り会議を続けます。
　産業建設文教常任委員長、浪瀬君。
○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）
　先程もお答えしましたとおり、話は出ました。
○議長（森敏則君）
　他にありませんか。質疑が無いようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。降壇下さい。
　それではこれより、討論を行います。
[「討論なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
　それでは、反対討論ありますか。9 番議員、岡田君。
○9 番（岡田伊一郎君）
　私は、この要望については反対であります。何故ならこの前、長崎新聞紙にも書いてありましたけども衆院選での与党の大勝を受け、農業改革政策は規模拡大といった構造改革路線を更に強めていく事になる。農協改革は地域農協の活力を引き出すため、ＪＡ全中による支配を弱めるのが柱だ。農家の高齢化や、耕作放棄地の増加といった農業の衰退をどう食い止めるかも引続き重要な課題としている。

政府与党は規模拡大によって、国際競争に耐えられるコスト削減を目指し、国内需要の減少を輸出等で補う路線を強化して行く方針ということで、自民党政府がこれを進めているので、私はこの要望は必要ないと思って反対を致します。以上であります。

○議長（森敏則君）

次に、賛成者の発言を許します。2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

正におっしゃること、吉永議員、岡田議員のおっしゃることは良く分かるのですよ。ですから、私達の委員会でもかなりもめたのですよ。ここの前提条件になっている、要望書なのですよね。だから私達もかなり苦労したのは事実です。

ですから、これを、要望書だからどうするのという話ですから、これを政府機関に要望として意見を出すということは考えられないとなったわけです。ですから、現状の農家の方のそういった思いを何とかして汲み上げたいという、そういった意見の中で、趣旨採択という結論に至ったのですよね、おっしゃることを踏まえて。今後何ら政府等に要望書、意見書等を出さないという苦渋の選択と言いますかね、そういった部分で私達は趣旨採択という、落としどころと言いますか、そういったものに至ったわけですから、ご理解頂きたいと思います。

ですから、賛成と致します。

○議長（森敏則君）

次に、反対者の発言を許します。7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

産業建設文教委員会の中でも反対を致しましたが、もう一度、本会議の場でも反対を申し上げます。

というのは、この要望書、だましのテクニックと言ったら言葉が悪いですが、表書き。長崎県央農業協同組合と長崎県農政連盟長崎県央支部となっているのですよね、表書きは。最終的に公印が押してあるところを見ますと、長崎県農政連盟長崎県央支部長の長崎県央農業協同組合の代表理事組合長の印鑑が押してあるわけです。何がこれ農協から出た文書ですか、表書きは農協から出た文書になっていますか。先程、吉永議員の方から発言がありましたように、これ、農政連から出ている文書ですよね。これ受け付けて良いものか。それと内容が、ＴＰＰに反対というか、内容を検討して下さい。そして農協の改革は反対ですというのが出ていますが、これは一般からこういう要望が出て、二つともやろうとしているのではないでしょう。16 日付けになっていますが、14 日まで応援された政党が推し進めているものを一生懸命応援して、16 日、選挙が終わったら、こういう要望書を町に出す、自治体に出す。この神経が全く分かりません。出しどころが間違いではないですか、これは。更に昨日は、全農の万代さんですかね、あの方が自民党本部にお祝いに行っておられるわけですね。そして、その中でも、この問題が出ても、自民党の谷垣幹事長が粛々と自民党の政策を進めますということを言っているわけでしょう。それを何で自治体にわざわざこれを持って来ないといけないのですか。だから、こういうものは、差出人と名前が違う訳ですから、要望として受け付ける場合は、充分注意されるようにしてもらいたいし、敢えてこのような趣旨採択をする必要がないと、だから私は反対致します。

○議長（森敏則君）

それでは次に、賛成者の発言を許します。
[「討論なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
それでは賛成者はいないということで、これで討論を終了致します。
それではこれより、要望第２号を採決をします。この要望に対する委員長報告は趣旨採択です。
お諮りします。要望第２号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願い致します。
[賛成者起立]
○議長（森敏則君）
控えます、少々お待ち下さい。
確認しました。起立多数です。したがって、要望第２号、農協改革並びにＴＰＰ交渉に関する要望は、委員長報告のとおり趣旨採択する事に決定されました。
ここで資料配布のため暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 11 時 10 分）
再　　開（午前 11 時 11 分）

○議長（森敏則君）
それでは休憩前に戻り会議を続けます。
お諮りします。只今、総務厚生常任委員長から発議第８号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第１として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（森敏則君）
異議なしと認めます。したがって、発議第８号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第１として議題とする事に決定しました。

追加日程第１　発議第８号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

○議長（森敏則君）
それでは、追加日程第１、発議第８号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とします。局長に発議を朗読させます。
○事務局長（有浦幸治君）
（局長朗読）
○議長（森敏則君）
それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。総務厚生常任委員長、岡田君。
○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）
それでは、提出の理由を申し述べます。
提出の理由。ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と、身体障害者福祉法上の

肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを要望するためであります。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで提出者に対する質疑を終わります。

お諮りします。発議第 8 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 8 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。それでは、これより発議第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 8 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については原案のとおり可決されました。尚、この意見書は衆参両議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に送付する事に致します。

日程第 14　委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第 14、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 15　議員派遣の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第 15、議員派遣の件を議題にします。

お諮りします。本件については、会議規則第 127 条の規定によって、お手元に配りしました別紙のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり、派遣することに決定しました。

尚、只今議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了致しました。会議を閉じます。

平成 26 年第 4 回東彼杵町議会定例会を閉会致します。

お疲れ様でした。

閉　　会（午前 11 時 21 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成２７年１０月２０日

議　　長　　森　　敏則

署名議員　　後城　一雄

署名議員　　本下　利之